平成２１年（フ）第２１５号
埼玉県東松山市大字岡1167番地
債務者　松村ゆきえ
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２１７号
埼玉県本庄市四方田14番地１
債務者　澁澤　　武
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２２８号
埼玉県熊谷市曙町５丁目104番地　熊谷曙町団地１―405
債務者　宮田　文子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２５５号
埼玉県熊谷市久下269番地10　レーベンハウス202
債務者　長島　朗子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１１号
千葉県鴨川市西江見458―２、住民票上の住所千葉県南房総市和田町花園160番地１　南房総プリンセスシーハイツ101号
債務者　渡辺　照代
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第２７号
千葉県南房総市市部788番地２
債務者　石田　　健
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第３０１号
神奈川県厚木市宮の里４丁目１番５―103号
債務者　徳田　　渉
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３６８号
神奈川県平塚市立野町16番20号　Ｊ＆Ｆ立野203号
債務者　山岡　沙織
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３７０号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜437番地の３、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋607番地の74
債務者　橋爪　元春
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４０３号
神奈川県平塚市高村26番地　高村団地42―201
債務者　萩原真比乃
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４０７号
神奈川県厚木市愛甲728番地74　ベルカーサ東朋Ｂ―102、前住所神奈川県小田原市城山３丁目12番13号　瀬沼ヴィラＢ―202
債務者　濱　　郁之
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４１５号
神奈川県南足柄市岩原273番地１　レオパレスＥＸＥ309
債務者　岩渕　礼子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４２０号
神奈川県小田原市多古387番地の１
債務者　太田　哲也
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４３２号
神奈川県厚木市三田629番地２　キャッスルＭ―201
債務者　中村　　昇
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４３４号
神奈川県厚木市戸田2329番地　淵の上ハイツ103
債務者　駒井亜由美（旧姓関野）
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４３８号
神奈川県秦野市鶴巻南２丁目７番１―410号
債務者　佐藤　幸治
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４４４号
神奈川県伊勢原市石田1464番地の１　石田コーポ107号
債務者　福島　一美
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部